

1 中期計画変更の理由

第二期中期目標期間終了時の残余额(積立金)のうち、都が承認した額を第三期へ繰り越し、試験研究経費に充当する。

予算、資金計画を変更(別紙「変更(案)」参照)

2 積立金の処分状況

(単位:円)		(単位:円)		
積立金総額	1,789,486,029	繰越を承認する額	462,290,898	第三期へ繰越(中期計画を変更し反映)
		設立団体に納付する額	1,327,195,131	平成28年12月12日付納付済み

3 変更内容の概要

平成28～32年度予算(当初計画)

平成28～32年度予算(変更承認案)

(単位:百万円)		(単位:百万円)	
<収入> 36,931	<支出> 36,931	<収入> 37,393	<支出> 37,393
自己収入 6,212	試験研究費 (外部資金含む) 8,162	自己収入 6,212	試験研究経費 (外部資金含む) 8,624
施設整備費補助金 50	東京緊急対策 61	施設整備費補助金 50	東京緊急対策 61
運営費交付金 30,665	ロボット活性化 3,603	運営費交付金 30,665	ロボット活性化 3,603
	役員人件費 15,234		役員人件費 15,234
	一般管理費 9,870		一般管理費 9,870

(注) 百万円未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

「積立金の使途」

第三期中期計画(抜粋)

VII 剰余金及び積立金の使途

1 剰余金の使途

当該中期目標期間の決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。

2 積立金の使途

前期中期目標期間の最終年度において地方独立行政法人法第40条第1項又は第2項の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額について、中期計画の剰余金の使途に規定されている、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。

(参考)

積立金＝設立団体の承認を受けて、中期目標期間を越えて  
残余额を繰り越した「前中期目標期間繰越積立金」を指す。

剰余金＝各年度の残余额を、中期目標期間内で繰り越して使用するために、設立団体の承認を受けて積み立てた「目的積立金」を指す。

【参考①】 地方独立行政法人法 (抜粋)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

【参考②】 東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則 (抜粋)

第四条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 積立金の使途
- 三 その他法人の業務運営に関し必要な事項